

岡崎市監査委員公告第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、岡崎市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項及び岡崎市監査基準第21条第1項の規定によりその内容を公表する。

令和6年3月5日

岡崎市監査委員	高橋重長
同	長谷川龍伸
同	三宅健司
同	鈴木静男

措置の通知書 (土木建設部 土木管理課・道路維持課・河川課)

令和4年8月23日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第5号関係分

令和5年3月30日まで

監査結果	措置状況
<p>公有財産管理規則第44条第2項に該当し、公有財産台帳の整備を必要としない財産の管理において、所管課情報を更新していないものが見受けられたため、当該財産の管理を統括する土木管理課及び関係各課と引き続き協議し、適正な処理をされたい。</p>	<p>土地登記情報を所管する資産税課と協議し、各課から所管課情報の更新が必要な土地を土木管理課へ報告し、土木管理課でとりまとめ資産税課へ更新を依頼することとした。</p> <p>今年度の更新分96件を令和6年2月9日付で土木管理課より資産税課に更新を依頼した。</p>